

平成 21 年度第 1 回 法律学教育 FD/IT 活用研究委員会 議事概要

- I. 日時：平成 21 年 6 月 3 日(水) 午後 6 時から午後 8 時まで
- II. 場所：アルカディア市ヶ谷(私学会館)
- III. 出席者：吉野一委員長、加賀山茂、笠原毅彦、執行秀幸、高嵩英弘
井端事務局長、森下、恩田
- IV. 検討事項

1 学士力の詳細設計について

(1) 学士力案④について

前回の会議で、学士力案の④について、委員に修正案を依頼して、次のような修正案が提出された。この案を元に、学士力案④の必要性とその内容につき検討が加えられ、④のような学士力は必要であること、以下のような最終案が妥当であるとの合意を得た。

最終案

「④法を踏まえたプランニングを行い、個人、家庭、地域、企業、団体等の健全な発展の実現に寄与していくことができる。」

修正案

「4 社会生活の安寧や秩序の維持、公共の福祉を高度に維持するための自治行政、および適正な企業活動に基盤を置く経済発展などによって支えられている現代社会において、法政策的ないし企業戦略法務的な視点にたつて、行政庁や企業などにおいて正確かつ先進的な法的施策を立案する基本的能力を備える。」

議論の経過は以下の通りである。

④の必要性

行政庁や企業などに限定するのは妥当でなく、家庭、地域社会、企業、国というような一連の中で、「法的施策」を立案する能力が必要なのではないかとの提案がなされ、基本的には、そのような方向で、④の必要性については合意を得た。

④の具体的な内容

主として2つの方向で議論がなされた。第1に、家庭生活における法の「活用」の必要性の意義が述べられ、その意義について若干議論がなされた後、個人の尊厳の重要性が主張され、国ではなく社会とすべきとされ、結局、以下のような提案がなされた。

「法を活用したプランニングを行い、個人、家庭、地域、企業、団体等の健全な実現に寄与していくことができる。」

第2に、この案の「活用した」という文言を巡り議論がなされた。学士力として、法の「活用した」まで求めるには無理でないかとの疑問が出され、結局は、「活用した」ではなく、「踏まえた」にすることで合意を得た。

(2) 学士力①について

学士力案①の「実定法」という文言は、専門用語で一般にわかりにくいとの意見がだされ、「実定法」を単に「法」に置き換えることで合意を得た。

(3) 学士力案①～④

結局、最終の学士力案①～④は、以下のように決まった。

- ①法の全体像を把握し、主要な実定法の原則・概念・ルール（判例・学説等を含む）の意味を具体例で説明できる。
- ②事例（基本的な問題）の概要を客観的に把握し、解決の根拠となる法を発見し、それを適用して、妥当な法的解決を見だし、その理由を説明できる。
- ③広い視野から、法の背景あるいは基礎を構成する原理に基づき、法を分析・評価できる。
- ④法を踏まえたプランニングを行い、個人、家庭、地域、企業、団体等の健全な発展の実現に寄与していくことができる。

2 学士力案①～④の解説

学士力案①～④の趣旨につき、10行ほどの「解説」を付ける必要性が、井端事務局長から提案され、各委員が分担することになった。

なお、事務局が、これまでの学士力案の資料を1週間以内に送り、それをもとに各分担者が解説案を執筆して委員長に送ることになった。

次回の委員会開催日は、7月22日（水曜日）午後6時～8時

以下